

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各 ス ポ 一 ツ 関 係 団 体

スポーツ庁政策課

9月1日以降における催物の開催制限等について

8月1日以降の催物の開催については、「8月1日以降における催物の開催制限等について」（令和2年7月27日スポーツ庁政策課事務連絡）において、8月末までは現在の開催制限を維持されることについて御連絡したところですが、8月24日、現状の感染状況等に鑑み、9月1日以降のイベント開催については、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとすることとされました。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の内容や催物の開催にあたっての留意事項等について、8月24日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「9月1日以降における催物の開催制限等について（事務連絡）」（下記参照）が発出されており、同事務連絡には、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合があるとも示されています。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いします。